

## 一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

### 広報委員会に関する細則

定款第47条に基づき、広報委員会について定める。

（設置）

第1条 当法人の広報活動を円滑に推進するために広報委員会を設置する。

（役割）

第2条 委員会の行う活動は次の通りとする

- (1) 当法人と会員の情報交換
  - ①ニュースレターを発行しホームページに掲載する（年2回程度）
  - ②その他当法人会員への情報提供
- (2) 当法人の活動に関する広報
- (3) 一般向けの知識の提供
- (4) 関連する保健医療福祉行政等への見解の公表
- (5) その他の広報

（構成・委嘱・任期）

第3条 担当理事と分野を考慮して理事・代議員の中から任命された数名で広報委員会を構成する。

- (1) 委員長1名：理事長から指名された広報担当理事が就任する。
- (2) 委員若干名：委員長が推薦し理事会がこれを承認する。
- (3) 任期は理事会の任期期間とする。
- (4) ニュースレター編集委員長1名：委員の中から委員長が指名する。
- (5) 委員会は、必要に応じてその下にワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループの委員は、理事・代議員以外の会員からも選出することができる。

（委員会）

第4条 学術総会時などに委員会を開催する。

(定款施行細則の改正)

第 5 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

本細則の改正は、2025 年 12 月 25 日から施行する。